

議案第 27 号

石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「地方公務員法」の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関し公表すべき事項を整備するため。

石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石岡市条例  
第56号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。